

資金繰り円滑化支援緊急資金

原材料価格の高騰に加え、世界的な金融危機・株価下落・円高等により経営環境が悪化し、事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業の皆様を支援するため、セーフティネット5号認定を活用した融資制度を創設いたしました。

制 度 名	資金繰り円滑化支援緊急資金
対 象 者	中小企業信用保険法第2条第4項第5号（セーフティネット5号）の認定を受けた中小企業者【主な要件】・国の指定業種に該当し、次の1～3のいずれかに該当する者 1) 売上高等が3%以上減少 2) 売上原価に一定割合を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇 3) 売上総利益率又は営業利益率が3%以上減少
保 証 限 度 額	4,000万円 (運転資金は月商の概ね3ヶ月分の範囲内)
保 証 割 合	100%（責任共有制度対象外）
資 金 使 途	運転資金、設備資金 ※認定を受けた指定業種に係る事業資金に限られる場合があります。
融 資 期 間	10年以内（据置期間1年以内を含む）
返 済 方 法	元金均等分割返済
貸 付 利 率	年1.7%（固定）
信用保証料率	年0.4%～年0.8%
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人代表者以外は原則として不要
取 扱 期 間	平成20年11月19日～平成21年3月31日

資金繰り円滑化支援緊急資金ご利用の流れ

